

有償ボランティア就業規定

第1章 総則

第1条（目的）

この規定は「やっちろ保健室」運営ボランティアの労働条件と人件費について定めたものである。

第2条（有償ボランティアの定義）

この規則有償ボランティアとは、代表の面接により採用され、月に1時間単位または1日以内の労働時間にて「やっちろ保健室」運営協議会の活動している者をいう。

第2章 採用

第3条（採用）

1. 有償ボランティアの採用の際は、代表の面接を受けなければならない。
 - ①最大の労働時間は月に6時間以内とするということと人件費の支払いについて書面で説明する。

第4条（雇用契約）

1. 月に1時間単位または1日以内の労働時間であることを説明し契約する。

第3章 就業時間、休憩時間、休日および休暇

第5条（就業時間および休憩時間）

1. 有償ボランティアの所定労働時間は、月に6時間、1日4時間の範囲内とする。
2. 休憩は3時間超えるときは1時間確保して良い。

第6条（休日）

1. 休日は申し出ることによって休日を獲得することができる。

第7条（時間外、休日および深夜体制）

1. 業務の都合で時間外、深夜（午後10時から午前5時）に勤務させることはない。
2. 満18歳未満の者には時間外労働、深夜労働はない。

第4章 服務心得

第10条（服務心得）

服務にあたっては、以下の各号の事項を守らなければならない。

- ①会社の定める諸規定を守り、社内の規則秩序を維持すること。
- ②上司の企画書に従って確実に職務を遂行すること。
- ③互いに力を合わせて職務を遂行すること。
- ④常に健康を留意し、明朗活発な態度で勤務すること。
- ⑤常に品位を保ち、団体の体面を汚すような言行を慎むこと。
- ⑥施設と物品を大切に使うこと。
- ⑦活動での個人情報了他に漏らさないこと。
- ⑧性的な言動により他の者に苦痛を与えること、また他の有償ボランティアに不利益を与えたり、就業環境を害することはしないこと。

第11条（服装・身だしなみ）

服装・身だしなみは清潔さ、さわやかさ、働きやすさを基本とする。

第5章 活動中止

第12条（活動中止）

有償ボランティアが以下の各号の一に該当するときは活動を中止する。

- ①精神または身体的に障害を生じ、もしくは衰弱、疾病のために活動に耐えられないとき。
- ②業務上の依頼に従わないとき。
- ③会社の経営上の理由にて活動継続の必要を認めなくなったとき。

第6章 賃金

第13条（賃金構成）

1. 賃金の構成は、人件費と交通費とする。

2. 人件費については「医療従事者」と「医療従事者以外」にて構成する。

①「医療従事者」とは医師・保健師・助産師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・言語療法士・心理士とする。3時間あたり交通費含む5000円支給する。

②「医療従事者以外」とは上記の①以外となる。3時間あたり交通費含む3000円支給する。

第7章 安全および衛生

第14条（安全衛生）

有償ボランティアは就業にあたり、安全および衛生に関する諸規定および作業心得を守るとともに、安全保持、災害防止及び衛生に関し、必要な事項を守られなければならない。

第8章 ボランティア保険の加入

第15条（ボランティア保険の加入）

有償ボランティアは社会福祉協議会でのボランティア保険には加入できないため、個人で民間のボランティア保険に加入する。

附則 令和4年6月1日から施行する。

謝金規定

第1条（目的）

この規定は「やっちろ保健室」運営協議会（以下「協議会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（謝金対象者）

協議会の役員以外の者を、この規定による謝金対象者とする。

第3条（講師等謝金）

協議会の運営及び活動に必要な講座等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

第4条（講師等謝金の単価）

- ①講師等謝金の単価は、1時間あたり10000円とする。
- ②全体指導役または事務局は必要に応じて、前項の講師謝金等を減額または増額することができる。

第5条（交通費及び宿泊費等の実費の支給）

第2条の定める謝金対象者には、第4条の定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

第6条（雑則）

- ①この規定の改正は協議会の承諾を得て行う。
- ②この規定に定めない事項については、協議会の臨時総会によって別に定める。

附則 令和4年6月1日施行する。